明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**二〇一～二〇三、二〇六、二〇七）　一

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**二〇四）　三

○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**二〇五）　五

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**二〇八～二一四）　三

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**二一五～二一七）　四

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一四四二、一四四三）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係　三

特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　四〇

地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四一

会社その他

会社決算公告　四三